

公 開 質 問 状

令和元年8月1日

大阪検察審査会事務局長
泉 水 誠 様

申立人 健全な法治国家のために声をあげる市民の会代表

八 木 啓 代

1. 当会は平成31年4月3日に、大阪第一検察審査会事務局に対して、検察審査会事務局の保有する行政文書の開示請求を行った。

それに対して、大阪第一検察審査会は、令和元年7月1日、大阪第一検察審査会平成30年～31年度検察審査員及び補充員名簿を開示し、その他の請求文書を不開示とした。

2. しかし、今回、大阪検察審査会が不開示とした文書のうち、

- ・平成30年6月13日付で受理された平成30年第16号事件および平成30年第17号事件の検察審査員の選任にかかる事務の取り扱い（選任方法、手順、検察審査会法第12条の3にいう調査の方法を含む）について記載されたもの

- ・平成30年6月13日付で受理された平成30年第16号事件および平成30年第17号事件の検察審査員の選任にかかって、検察審査会法第13条2にいう立会いを行った、地方裁判所の判事及び地方検察庁の検事の氏名について記載されたもの

- ・平成30年6月13日付で受理された平成30年第16号事件および平成30年第17号事件の審査補助弁護士の選任にかかる事務の取り扱い（選任方法、手順、検察審査会法第12条の3にいう調査の方法を含む）について記載されたもの

- ・本事件に係る検察審査員に係る法第16条第2項に規定する宣誓書及び宣誓書の有無がわかるその他一切の文書

- ・本事件に係る検察審査会法施行令（昭和23年11月29日政令第354号）第15条に規定する選定録及び選定録の有無がわかるその他一切の文書

は、従来、東京検察審査会では問題なく開示されていた内容であり、それが、今回、大阪においては、文書の存否を答えること自体が不開示情報である審査会議の適切

な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、不開示とされたのは、いかなる判断によるものか、また、この差違について、どのような見解をもたれるのかを回答いただきたい。

3. また、「・大阪第1検察審査会の、平成30年1月から平成31年3月に選任された検察審査委員の性別と年齢、及び任期のわかるもの」という請求に関しても、作成又は取得していないとの回答を得たが、過去の小沢一郎氏に関するいわゆる陸山会事件の審査においては、マスコミに対して、審査員の平均年齢や性別などの開示がなされており、その時点での作成や取得が行われていたことは確かである。

それが、いつから作成や取得が行われなくなったのか、また、そのような変更が国民に知らせることなく行われるようになった根拠を回答いただきたい。

4. 当会は、近畿財務局と財務省による、いわゆる森友事件にかかる国会質疑の過程で、多数の公文書が毀棄されていた問題などに関して、平成29年5月14日付で、近畿財務局及び財務省官僚に対する公用文書等毀棄罪の事実について告発状を提出し、平成29年9月16日に大阪地検に移送の上、受理。翌平成30年4月9日に、近畿財務局及び財務省が、面談や交渉の記録書類14点について300箇所もの改ざんを行い、それを国会や会計検査院などに提出していた件について、公用文書等毀棄罪、虚偽有印公文書作成及び行使容疑で告発状を提出し、大阪地検に移送の上受理された。

しかしながら、その両告発に対して、平成30年5月31日に同時に不起訴処分が出されたため、平成30年6月13日に、それぞれ、大阪第一検察審査会に申立を行い、平成30年第16号事件、平成30年第17号事件として、同日受理され、翌平成31年3月28日付で、いずれも公用文書等毀棄罪に関して、不起訴不当決議が出された。

また、同日、いわゆる森友事件に関して、他の告発人から出されていた背任罪、証拠隠滅罪などでの告発についても、すべて議決が出された。

このいずれについても、申立先が、大阪第一検察審査会であったのは、単なる便宜上の宛名にすぎず、実際には、大阪に四つある検察審査会に割り振られての審査となることが想定されていたことは、自明である。

にもかかわらず、通称森友事件の関連案件とはいえ、それぞれ別の事件である公用文書等毀棄罪、虚偽有印公文書作成及び行使・公用文書等毀棄罪と一緒に審査したのみならず、まったく別種の罪状であり、かつ、まったく別の証拠を検討しなければならない背任についても、同じ検察審査会で審査がなされたということは、検察

審査員がくじ引きで選ばれた一般人であることを考えれば、明らかに過大・過重な審査を強いるものであり、同じ審査会で同時期に審査し、同時に議決を出さなければならない必然性があるとは、到底考えられない。

検察審査会審査員には任期があるため、期間を延長しても、審査員が入れ替われば、また、最初から証拠の理解などをせざるをえず、また、9ヶ月で全審査員が入れ替わる制度であるため、期間を延長したからといって、審議が尽くすことにはならないことも、また自明である。

したがって、貴検察審査会において、申立を受けたときに、どういう基準で、各審査会に配分されるのかをお伺いしたい。

とりわけ、今回の場合、誰が、どのような理由により、単独の審査会に対して、これほど多数かつ多岐にわたる事件・罪状を一括して割り振り、また、一度にすべての議決を出すという判断をなされたのか、お答え頂きたい。

5. 数年前から、大阪地検における村木厚生労働省局長（当時）の冤罪事件、前田恒彦特捜部検事（当時）の証拠改竄事件等の不祥事からの信頼回復どころか、陸山会事件公判における田代政弘特捜部検事（当時）の虚偽報告書作成問題の表面化、検察官調書の請求却下、東京地検特捜部の組織的な不当捜査の指摘、大阪地検での大坪・佐賀両氏の判決での特捜部の組織的問題の指摘など、特捜検察をめぐる問題が次々と表面化し、国民の信頼を失墜し、未曾有の危機にあるといえる。さらに日産のゴーン元CEOの事件においては、長期拘留などの日本の司法の問題点が、国際的に指摘されるなど、日本の司法そのものが、厳しい目にさらされている。

そのような状況下において、「忬度」という言葉が流行語になるほど、財務省の犯罪として非常に社会の注目を集め、さらに、検察もまた「忬度」したのではないかと疑惑を持たれている事件において、まさに「検察を厳正に審査すべき」検察審査会で、素人である検察審査員に、到底十分な審議を尽くせるとは考えられないほどの過大な負担をあえて与え、また、公正とは言えない選任や審査が行われた可能性について、貴会事務局には、健全な司法を求める市民からの疑問の声に答え、審査が適正に行われたことを検証しうるだけの情報開示をおこなうべき社会的義務と説明責任があると私たちは考える。

司法が国民の信頼を取り戻すためにも、上記の疑問に対して、きちんとした説明を行って頂くことを要望する。